

保育園等に通園される3歳児～5歳児の保護者の皆様へ

令和8年11月分～令和9年3月分
保育園等の給食費を
全額 補助します！



勝央町に住民登録しており、保育園等に通園している
3歳児から5歳児の子どもに係る給食費(施設から徴収
される主食費+副食費)が対象です。

○勝央町立保育園を利用している場合

手続きは不要です。健康福祉部にて主食費・副食費の免除手続きを行います。

○勝央町立保育園以外の保育園等を利用している場合

手続きが必要です。

詳しくは手引きをご確認ください。施設が補助金を代理受領し、保護者の支払い
が免除される方法と一度施設に給食費をお支払いいただき、その後、給食費相当
分を償還払いする方法があります。

《 注 意 事 項 》

- 本補助金は保育園等から徴収される給食費(主食費・副食費)について適用となります。
- 令和8年11月分から令和9年3月分までに徴収される給食費が対象になります。令和9年4月分以降の給食費については、通常どおりの額となります。
- 補助金額の上限は主食費 2,000 円/月・副食費 5,200 円/月です。
- 保育園等は保育所・認定こども園・幼稚園であり、町外の施設であっても対象となります。

【 問 い 合 わ せ 先 】

勝央町役場 健康福祉部 こども未来室

TEL:0868-38-1192 Mail:kankyuhoken@town.shoo.okayama.jp